

**(参考) 令和3年度財政的援助団体等の監査結果
に基づき取り組んだ状況(「講じた措置」) 個表
(評価の分類付き)**

【出資団体】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター	1
社会福祉法人三重県厚生事業団	3
公益財団法人三重県水産振興事業団	4

【公の施設管理団体】

公益財団法人三重県スポーツ協会	5
三重県ライフル射撃協会	6
三重県スポーツ協会グループ	7
紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	8

【補助金等交付団体】

学校法人長谷川学園	9
三重県漁業協同組合連合会	10
三重県旅館ホテル生活衛生同業組合	11
三重県高等学校体育連盟	12
三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会	13
公益社団法人三重県バス協会	14

令和4年9月

三重県監査委員事務局

各個表の講じた措置の後に□で付した評価の区分は、次のとおりである。

区分	評価事項	評価の内容
A	概ね改善済み	概ね改善を終えたもの
B 1	改善が進んだ	取組の結果、改善が進んだと認められるもの
B 2	改善に向けて取り組んだ	改善に向けて取り組んでいるが、まだ改善が進んでいないと認められるもの、または、改善に向けて検討しているもの
C	検討を予定している	これから改善に向けて検討しようとしているもの
D	取り組んでいない	監査結果に対応していないもの

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	医療保健部	団体名	地方独立行政法人三重県立総合医療センター
補助金等名	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、 三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備事業補助金、 新型コロナウイルス院内感染防止対策等補助金、 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金、 病床機能分化推進基盤整備事業補助金、 地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金、 地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付金		

監査結果及び意見

- (1) 医業収益にかかる未収金(診療費患者自己負担金)は、回収や発生防止の取組により減少傾向にあるが、令和2年度末現在の過年度未収金が116,135,530円と依然として高額であることから、引き続き、未収金の回収及び発生防止に取り組まれない。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められない。

項目	内容
財務諸表	ア 財務諸表の附属明細書に記載されている現金の期末残高と期末現金の実際有高が一致しておらず、貸借対照表に記載されている現金及び預金額に誤りがあった。
経理事務	イ 備品の損傷について、会計規程に定める現金等亡失(損傷)報告書による理事長への報告を行っていなかった。 ウ 業務委託について、契約に基づき受託者が再委託を行う際に必要となる、委託者の書面による承諾をしていなかった。

所管部局に対する意見

- (3) 未収金(診療費患者自己負担金)の回収と新たな未収金の発生防止が図られるよう、引き続き団体に対する指導・助言等を行うとともに、団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
- (4) 交付規則に定める状況報告を団体に求めていなかったため、今後、適正な事務処理を行われたい。
- (5) 貸付金に係る利率や償還期日等、必要な規定を定めることなく貸付を行っていたため、今後、適正な事務処理を行われたい。
- (6) 団体が必要とする額よりも過大な額を貸し付けていたため、今後、適正な事務処理を行われたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1) 「債権管理事務の取扱」に則り、債務者に対して電話、文書又は面談による督促を行い、未収金の回収に努めました。週に1回程度、課内で債務者の情報を共有し、対応策を検討しました。支払に応じない債務者に対しては、裁判所に支払督促を申し立てる等の法的措置を講じました(19件31名)。これらの結果、過年度未収金を74,492,631円回収しました。
- 今後も引き続き未収金の回収が困難な事例(12名)については、弁護士への未収金回収委託を積極的に活用するなど回収に努めます。
- 令和4年度からは、患者にオンライン資格確認の利用を案内し、迅速に自己負担上限額の情報を確認することで患者に限度額以上の医療費を請求することなく支払額を抑えることなどにより、未収金の発生防止に努めています。 B1

(2)

項目	内容
財務諸表	<p>ア 財務諸表の付属明細書に記載された現金期末残高と期末現金の実際有高の不一致による貸借対照表の誤りについては、現金出納簿と財務会計システム上の現金残高との照合が漏れていたことが原因でした。この貸借対照表の誤りにつきましては、公認会計士に相談の上、令和3年度決算の雑損失として計上し修正済みです。</p> <p>再発防止策として、令和3年4月分の月次決算から、現金出納簿の写し等との照合を徹底するとともに、複数の担当者が財務会計システム上の現金残高との相違がないか確認を行う事務フローの見直しを行っています。今後とも適正な事務処理に努めてまいります。[A]</p>
経理事務	<p>イ 令和3年12月に、現金等亡失(損傷)報告書の様式と手続きを定め、令和4年1月から施行しました。[A]</p> <p>ウ 該当の委託業務については速やかに令和3年12月1日付けで、委託業者より再委託申請書を受領し、再委託を承諾しました。その後令和4年4月及び5月に清掃業務委託業者による窓ガラス清掃及び床ワックス作業を実施するため、いずれも再委託申請書を受領し、再委託の承諾をしました。今後とも再委託の手続きを漏らさないように注意してまいります。[A]</p>

【「所管部局に対する意見」について講じた措置】

- (3) 弁護士との連携による法的な回収を取り入れるなど、未収金の積極的な回収とともに、新たな未収金発生防止対策について、病院全体での取組を一層図るよう求めました。[B 1]また、会計事務等について、適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。[A]
- (4) 今後は、交付規則に定める状況報告を団体に求め、適正な事務処理に努めます。[B 2]
- (5) 「地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付要綱」を作成し、貸付金に係る利率や償還期日等の貸付に必要な事項を記載する様式を設けるなど、必要な規定を定めました。今後の貸付の実施に際しては適正な事務処理に努めます。[A]
- (6) 当事案は、担当課と団体の関係者間での情報共有不足及び相互の認識の違いが原因であり、今後の対応策として、口頭だけでなくメールも活用し、処理内容や最終報告期限などの情報を団体と確実に共有することで、適正な事務処理に努めます。[A]

意見の後の 付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人三重県厚生事業団				
公の施設名	三重県身体障害者総合福祉センター						
補助金等名	障がい者スポーツ運営事業費補助金、 三重県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金						
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 概算払を受けているが、精算手続を行っていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 概算払を受けているが、精算手続を行っていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 概算払を受けているが、精算手続を行っていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
(3) 団体に対し、概算払精算書の提出を求めることなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。							
(4) 交付要領に定める交付申請書及び実績報告書等の様式に補助金名の誤りがあったため、団体から誤った補助金名の交付申請書及び実績報告書の提出を受けていた。また、交付要綱等で定める補助金の名称と異なる名称を記載し、交付決定通知及び額の確定通知を行っていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 今後も補助金を受ける際には県の指導に従い、必要な手続きを行います。 A</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 今後も補助金を受ける際には県の指導に従い、必要な手続きを行います。 A
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 今後も補助金を受ける際には県の指導に従い、必要な手続きを行います。 A						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 概算払の補助金を受ける際には精算手続が必要であることを助言しました。A							
(3) の補助金については令和2年度限りの事業でしたが、令和3年度に実施した他の補助金事業においては、概算払を行った事業者に対して概算払精算書の提出を求め、適正な事務処理を行いました。A							
(4) の補助金については令和2年度限りの事業でしたが、令和3年度に実施した他の補助金事業においては、交付要領に定める補助金名と申請から額の確定までの補助金名で誤りが生じないように確認を徹底し、実施しました。A							

意見の後の 付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

部局名	農林水産部	団体名	公益財団法人三重県水産振興事業団						
監査結果及び意見									
<p>(1) 債券の低金利状況が継続していることにより基本財産等の運用益が減少するなど、団体の収益環境が悪化している。当期経常増減額は平成29年度以降4期連続赤字であるので、漁業者等のニーズに対応した種苗生産魚種の重点化や新たな種苗生産魚種の検討に取り組む等、赤字の解消に向けて、更なる経営改善に取り組まれない。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められない。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事等の変更登記</td> <td>ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。</td> </tr> <tr> <td>契約手続</td> <td>イ 備品の購入手続において、会計処理規程に定める契約書を作成していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。	契約手続	イ 備品の購入手続において、会計処理規程に定める契約書を作成していなかった。
項目	内容								
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。								
契約手続	イ 備品の購入手続において、会計処理規程に定める契約書を作成していなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 平成29年度以降4期連続で当期経常増減額が赤字であるので、今後も安定的に団体が事業を継続することができるよう助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(5) 団体（委託先）との契約事務手続等に改善すべき点があったので、当委託事業を改めて精査し、検査体制を見直すとともに、今後透明性を確保した契約事務手続を行われたい。</p>									
講じた措置									
<p>【「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況】</p> <p>(1) 令和3年度には、漁業者等のニーズに対応した種苗生産魚種の重点化を行い、二枚貝類の新たな種苗生産魚種の検討に取り組みました。今後も赤字解消に向け、経営改善に努めます。B 2</p> <p>(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事等の変更登記</td> <td>ア 法律に定める期間内の変更を行うよう、監査終了後、職員に周知・徹底を行いました。監査終了後の評議員・理事の変更は法定期間内に登記しました。今後も法定期間内の変更登記に努めます。A</td> </tr> <tr> <td>契約手続</td> <td>イ 会計処理規程に定める契約書の作成について、監査終了後、職員に周知・徹底を行いました。監査終了後の契約事務処理は適切に行っています。A</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内の変更を行うよう、監査終了後、職員に周知・徹底を行いました。監査終了後の評議員・理事の変更は法定期間内に登記しました。今後も法定期間内の変更登記に努めます。 A	契約手続	イ 会計処理規程に定める契約書の作成について、監査終了後、職員に周知・徹底を行いました。監査終了後の契約事務処理は適切に行っています。 A
項目	内容								
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内の変更を行うよう、監査終了後、職員に周知・徹底を行いました。監査終了後の評議員・理事の変更は法定期間内に登記しました。今後も法定期間内の変更登記に努めます。 A								
契約手続	イ 会計処理規程に定める契約書の作成について、監査終了後、職員に周知・徹底を行いました。監査終了後の契約事務処理は適切に行っています。 A								
<p>【「所管部局に対する意見」について講じた措置】</p> <p>(3) 団体の安定した事業継続をめざし策定する中期経営計画（令和4年度～令和8年度）の進捗に対し、必要な助言を行います。B 2</p> <p>(4) 団体の事務処理上改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言を行います。A</p> <p>(5) 団体（委託先）への委託事業について精査し、検査体制を見直しました。今後も透明性を確保した契約事務手続を行います。A</p>									

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	地域連携部	団体名	公益財団法人三重県スポーツ協会				
公の施設名	ドリームオーシャンスタジアム（三重県営松阪野球場）						
補助金等名	スポーツ団体等活性化補助金						
監査結果及び意見							
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理事務</td> <td>ア 委託契約において、会計規程に定める履行確認書を作成していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	経理事務	ア 委託契約において、会計規程に定める履行確認書を作成していなかった。
項目	内容						
経理事務	ア 委託契約において、会計規程に定める履行確認書を作成していなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(3) 管理備品の増加について、翌年度の年度協定で確認をしていなかったなので、今後、適正な事務処理を行われたい。</p>							
講じた措置							
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理事務</td> <td>ア 会計規程に基づき、1件100万円以上の支払いが生じる場合、「履行確認書」を作成することを徹底しました。 令和4年度以降の事務処理は、適正に行われています。 A</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	経理事務	ア 会計規程に基づき、1件100万円以上の支払いが生じる場合、「履行確認書」を作成することを徹底しました。 令和4年度以降の事務処理は、適正に行われています。 A
項目	内容						
経理事務	ア 会計規程に基づき、1件100万円以上の支払いが生じる場合、「履行確認書」を作成することを徹底しました。 令和4年度以降の事務処理は、適正に行われています。 A						
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕							
<p>(2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。 A</p> <p>(3) 備品について、管理状況の確認を行いました。今後も適正な事務処理を行います。 A</p>							

部局名	地域連携部	団体名	三重県ライフル射撃協会
公の施設名	三重県営ライフル射撃場		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
広報	ア 射撃場のホームページに、条例及び利用規程に定めるものと異なる営業日を掲載していた。		
備品管理	イ 基本協定書に定める管理備品の定期的な現物の実査において、書面記録を残していなかった。		
個人情報保護	ウ 基本協定書に定める個人情報保護責任者及び作業従事者の書面による県への報告を行っていなかった。 エ 個人情報を管理するための台帳に、責任者、保管場所等の必要な記録を行っていなかった。 オ 基本協定書に定める個人情報の廃棄を行った際の書面による県への報告を行っていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 物品管理台帳について、物品の廃棄に係る処理を行っていなかったため、今後、団体と連携し、適正な事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	内 容		
広報	ア 射撃場のホームページについては、指摘後速やかに修正しました。[A]		
備品管理	イ 管理備品の現物の実査において、書面記録を行うとともに、県へ結果報告を行いました。今後、定期点検を行った際には、書面記録を残し、適正に処理します。[A]		
個人情報保護	ウ 基本協定書に基づき、書面を作成のうえ県に報告を行いました。[A] エ 指摘後に、指摘項目を管理台帳に記入しました。[A] オ 個人情報の廃棄を行った分については、基本協定書に基づき、書面により県へ報告を行いました。今後、廃棄を行った場合は、速やかに県へ報告します。[A]		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。[A]			
(3) 令和4年3月に物品の廃棄に係る処理を行いました。今後も団体と連携し、適正な事務処理を行っていきます。[A]			

部局名	地域連携部	団体名	三重県スポーツ協会グループ
公の施設名	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(三重県営鈴鹿スポーツガーデン) 三重交通G スポーツの杜 伊勢(三重県営総合競技場)		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	広報	ア 業務仕様書に定める発行した刊行物のホームページでの閲覧ができるようにしていなかった。	
	経理事務	イ 委託契約において、会計規程に定める予定価格を設定していなかった。	
		ウ 委託契約において、会計規程に定める履行確認書を作成していなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 物品管理台帳について、物品の廃棄に係る処理を行っていないので、今後、団体と連携し、適正な事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	内 容	
	広報	ア 「三重交通G スポーツの杜」のリーフレット、「施設要覧」等について、ホームページに掲載し閲覧できるようにしました。 [A]	
	経理事務	イ 適正な事務処理が行われるよう、会計規程の遵守について、職員に対して周知・徹底を行いました。今後の契約においては会計規程に基づき予定価格の作成を徹底しました。 [A]	
		ウ 会計規程に基づき、1件 100万円以上の支払いが生じる場合、履行確認書の作成を徹底しました。 令和4年度以降の事務処理は、適正に行われています。 [A]	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。 [A]			
(3) 令和4年3月に物品の廃棄に係る処理を行いました。今後も団体と連携し、適正な事務処理を行っていきます。 [A]			

意見の後の 付きの数字は、「公の施設名」欄に記載した施設のうち、どの施設に関する意見かを示す。

部局名	県土整備部	団体名	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
公の施設名	県営都市公園熊野灘臨海公園		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	備品管理	ア 業務仕様書に定める遊具履歴書を作成していなかった。 イ 業務仕様書に定める指定管理者が設置すべき備品を設置していなかった。	
	契約手続	ウ 契約規程に必要な規定を定めていなかった。 エ 県への申請や委託契約の締結等を行うことなく、指定管理業務の一部を第三者に行わせていた。 オ 社内決裁を経ずに委託契約を締結していた。	
	区分経理	カ 指定管理業務以外の収入を誤って指定管理業務収入として区分経理していた。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 指定管理区域外の備品を基本協定書の貸与品等一覧表に記載していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	内 容	
	備品管理	ア 令和3年度中に遊具履歴書を整備しました。[A] イ 令和3年度中に指定管理者が設置すべき備品の設置を完了しました。[A]	
	契約手続	ウ 契約規程を令和3年度に見直し、令和4年度から運用を開始しました。[A] エ 指定管理業務の一部を第三者に行わせることについて、令和4年度分を令和4年3月11日付けで申請し、令和4年3月16日付けで承認を得た上で、委託契約を締結しました。[A] オ 令和4年度分から新たな契約規定に基づき、全ての委託契約で社内決裁を経たうえで契約を締結しました。[A]	
	区分経理	カ 令和3年度中に経理区分対応表を作成し、指定管理業務とそれ以外の収入、支出の経理区分を徹底しました。[A]	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等における改善を要する事項について適正に処理するよう指導しました。今後、適正な事務処理が行われるよう、定期的に状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行い、再発防止に努めます。[A]			
(3) 指定管理区域内の備品とそれ以外の備品とを整理し、令和4年度年度協定書で指定管理区域内に係る貸与品一覧を修正するよう指導しました。今後、適正な事務処理が行われるよう、定期的に状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行い、再発防止に努めます。[A]			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	環境生活部	団体名	学校法人長谷川学園
補助金等名	私立専門学校授業料等減免補助金、私立専修学校振興補助金、三重県私立学校感染症対策・学びの保障支援補助金、私立高等学校等就学支援金事務費交付金		
補助対象名	旭美容専門学校		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内容		
補助金等事務	ア 授業料等減免対象者の適格認定について、国の事務処理要領に定める手続等を行っていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1)			
項目	内容		
補助金等事務	ア 私立専門学校授業料等減免補助金の授業料等減免対象者の適格認定において、誤って「警告」と判定した生徒に対して、適格認定の基準を示したうえで「警告」とならないことを説明した。 令和3年度の授業料等減免対象者の適格認定については、国の事務処理要領に基づき改めて適切に行った。〔A〕		
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 団体に対し、国の事務処理要領に基づき適切に授業料等減免対象者の適格認定を行うように指導した。また、すべての補助金対象団体に対して令和3年度の授業料等減免対象者の適格認定が適切に行われているか確認の上、適切に事務処理を行うよう通知を発出した。〔A〕			

意見の後の 付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

部局名	農林水産部	団体名	三重県漁業協同組合連合会
補助金等名	水産物学校給食提供事業費補助金、 みえの養殖魚消費喚起緊急応援対策事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 交付決定通知書における補助の条件である消費税仕入控除税額の報告及び返還を速やかに行っていなかった。 イ 交付要領に定める軽微な変更届を提出していなかった。 ウ 実績報告書において総事業費等の金額に誤りがあった。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 団体から消費税仕入控除税額の確定に伴う報告が行われていなかったため、今後、適時適切に報告を求められたい。			
(4) 団体が指令前着手をしているが、特段の承認手続をしていなかったため、今後、適正な事務処理を行われたい。			
(5) 団体の軽微な変更届の提出漏れや実績報告書の誤りを確認することなく処理していたため、今後、適正な事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 消費税仕入控除税額の報告及び返還を行いました。A イ 補助金交付要領に基づく手続きについて、職員に対し周知・徹底をしました。A ウ 県と内容を確認の上、実績報告書を適正に記載するよう、職員に対し周知・徹底をしました。A	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理における事務処理上改善を要する事項について、県として確認すべき内容を見直したうえで、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。A			
(3) 速やかに報告を求め、補助金の返還を受けました。 また、国の補助金分について国と協議し、報告を行うとともに補助金を返還しました。A			
(4) 指令前着手の手続きについて確認を行い、今後は、適正な事務処理を行います。B1			
(5) 今後は、実績報告等の提出書類の内容について、記載誤りがないかを十分に確認するなど、適正な事務処理を行います。B1			

意見の後の 付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

部局名	雇用経済部	団体名	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合				
補助金等名	新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金						
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 要綱に定める宿泊予約の延期等を行ったことを証する書類の保存に漏れがあった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 要綱に定める宿泊予約の延期等を行ったことを証する書類の保存に漏れがあった。
項目	内容						
補助金等事務	ア 要綱に定める宿泊予約の延期等を行ったことを証する書類の保存に漏れがあった。						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
(3) 団体の協力事業者に対する協力金振込事務の履行確認について、会計規則に定める証拠書類を作成していなかったため、今後、適正な事務処理を行われたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 宿泊予約の延期等を行ったことを証する書類について、再整備を行いました。A</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 宿泊予約の延期等を行ったことを証する書類について、再整備を行いました。A
項目	内容						
補助金等事務	ア 宿泊予約の延期等を行ったことを証する書類について、再整備を行いました。A						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 団体の書類の保存に関し、要綱上保存が必要となる書類のチェックリストを作成する等の対策を講じることで再発防止に努めるよう指導しました。A							
(3) 今後、同種の協力金等を交付する場合、支出事務として実績報告をさせるなどの手続きを要綱に設けることとします。A							

部局名	教育委員会事務局	団体名	三重県高等学校体育連盟				
補助金等名	全国・ブロック高等学校等体育大会派遣費補助金、 学校体育大会負担(補助)金						
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 県立学校等から提出のあった請求書の内訳を手書き修正していた。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 県立学校等から提出のあった請求書の内訳を手書き修正していた。
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 県立学校等から提出のあった請求書の内訳を手書き修正していた。						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
(3) 団体が県立学校等の請求に基づき、直接、請求者以外の者(P T A、後援会等)の口座に補助金を振り込んでいたので、今後、明瞭で適切な処理となるよう、改善を図られたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 修正が必要な請求書については、県立学校等に再度提出を求めることとしました。A</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 修正が必要な請求書については、県立学校等に再度提出を求めることとしました。A
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 修正が必要な請求書については、県立学校等に再度提出を求めることとしました。A						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 団体の会計事務等に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な会計事務等が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。A							
(3) 県立学校に対して、団体に補助金の請求を行う場合は、県立学校長以外の口座を振込先に指定しないこと、また、やむを得ず県立学校長以外の口座に振り込みが必要な場合は委任状を添付するように指導しました。A							

意見の後の 付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

部局名	地域連携部	団体名	三重とこわか国体・三重とこわか大会 実行委員会				
補助金等名	三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会負担金						
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 実績報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 実績報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 実績報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
(3) 交付要領において、交付申請書の提出期限を別に通知する日としているが、提出期限を通知していなかったため、今後、期限を定め事業者に通知されたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 団体の最終事業年度である令和3年度の実績報告は、交付要領に定める期限内の令和4年4月28日に提出しました。[A]</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 団体の最終事業年度である令和3年度の実績報告は、交付要領に定める期限内の令和4年4月28日に提出しました。[A]
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 団体の最終事業年度である令和3年度の実績報告は、交付要領に定める期限内の令和4年4月28日に提出しました。[A]						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。令和3年度が当該団体の最終事業年度であることから、状況確認を行い、指導・助言をしました。[A]							
(3) 令和3年度が当該団体の最終事業年度であることから、今後通知を行う予定はありませんが、交付要領に基づき、適切な事務処理を行いました。[A]							

部局名	雇用経済部	団体名	公益社団法人三重県バス協会
補助金等名	運輸事業振興助成交付金		
所管部局に対する意見			
(1) 交付要領において、交付申請書の提出期限を別に定める日としているが、提出期限を定めて通知していることが確認できなかったため、今後、期限を定め事業者には通知されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(1) 令和4年4月に、交付申請書の提出期限を定めて事業者には通知を行いました。今後も提出期限を定めて通知を行います。[A]			